

入札の心得

- 1 入札に指名された者が、定められた時間までに出席しない場合は、参加する意思がないものとみます。
- 2 入札書は本人が提出するものとし、代理人が提出するときは、委任状を添えなければなりません。
- 3 入札者は、その提出した入札の書き換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- 4 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- 5 入札のうち、最低制限価格から予定価格範囲以内で、最低価格の入札者を落札者と定める。
ただし、同価格の入札者があったときは、くじによって落札者を定める。
- 6 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札者、代理人の押印等のもれがないよう十分に確認のうえ入札すること。
- 7 以上のほか、渡名喜村契約規則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 5 号）その他入札に関する法令を遵守するとともに、村の指示に従わなければならない。

8 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に基づいた金額に該当金額の 10% に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該 10% に相当する額を除いた金額とする。